

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		相当施設の指定の取消し
根拠条例・規則等名		博物館法、博物館法施行規則（省令）
条 項		法第 31 条第 2 項、省令第 27 条
所 管 部 課		教育委員会 生涯学習部 文化財保護課（電話：048-829-1723）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>指定をした施設（以下「指定施設」）が、博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと認めるとき、その他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、当該指定施設の指定を取り消すことができる。</p> <p>1 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと法第 31 条第 1 項の規定による指定をした者が認めるとき</p> <p>2 偽りその他不正の手段により法第 31 条第 1 項の規定による指定を受けたとき。</p> <p>3 省令第 25 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>4 省令第 26 条の規定による市の教育委員会の求めに対して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>
	設定等年月日	令和 5 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		